

都市計画素案に対する公述の申出について

川崎都市計画道路の変更（3・2・5号南幸町渡田線の変更）ほか関連案件

(1) 公聴会の日時及び場所

- ・ 日 時 令和8年11月2日（月）午後7時
- ・ 場 所 川崎市役所本庁舎2階201・202会議室（川崎市川崎区宮本町1）

※ 公聴会は、公述の申出があった場合に開催いたします。

(2) 公述人の資格

公述できる方は、川崎市民及び利害関係人（川崎市内の土地に法律上の権利関係を有する方や法人等）です。

(3) 公述申出書の提出先及び提出方法

公聴会での公述を希望される方は「公述申出書」を以下の提出先まで持参もしくは郵送していただくか、市ホームページから提出してください。（FAXや電子メール等での受付は行っておりません）

※氏名、住所、意見の要旨等を記入いただければ書式は自由ですが、裏面の参考書式（HPでも入手可）をご利用ください。

※市ホームページの専用フォームからも申出ができます。

提出先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(4) 申出期間

令和8年10月2日（金）から令和8年10月16日（金）まで。

※持参の場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時（郵送の場合は令和8年10月16日消印まで有効）

(5) 公述人の決定

公述の申出が多数のときは抽選で選定させていただきます。選定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知いたします。また、公述時間は1人15分以内です。（公述人多数の場合は変更あり）

(6) 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、当日直接会場にお越しください。なお、公聴会開催の有無を御確認いただく場合は、都市計画課へお問合せください。また、お車での御来場は御遠慮ください。

(7) 公聴会を開催しない場合

公述の申出がなかった場合は、公聴会は開催いたしません。その場合は、令和8年10月26日（月）頃までに、都市計画課のホームページ、都市計画課、川崎区役所、田島支所（田島支所仮庁舎）、川崎図書館に掲示し、お知らせいたします。

(8) 公述意見に対する市の考え方

公述意見に対する市の考え方は、後日、公述意見の要旨とともに、公述された方に通知するとともに、都市計画課のホームページ、都市計画課、川崎区役所、田島支所（田島支所仮庁舎）、川崎図書館において、1か月公表いたします。

お問合せ先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（Tel 044-200-2033）

川崎市ホームページより「都市計画案件」と検索してください。

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-13-8-1-0-0-0-0-0-0.html>



公 述 申 出 書

(宛先 川崎市長)

令和 年 月 日

次の都市計画の素案に対し、意見を述べたいので申し出ます。

■ 都市計画案件の名称	
川崎都市計画道路の変更（３・２・５号南幸町渡田線の変更）ほか関連案件	
■ 公述申出人	
住 所	〒
電話番号	
(ふりがな)	
氏 名	
又は名称	
■ 都市計画素案に係る利害関係（本市に住所を有しない方のみ記載ください。）	
※該当するところにチェックを入れてください。	
☐ 本市に所有権などの権利を有する者【 ☐ 所有権、 ☐ 地上権、 ☐ その他（ ）】	
☐ その他（ ）	
■ 意見の要旨	
項目	
説明	
項目	
説明	
項目	
説明	

※注意

- ・意見の要旨については、楷書横書きで簡潔にまとめてください。
- ・説明欄に収まらない場合は、別紙に御記入ください。
- ・都市計画の素案に直接関係がない意見については、述べるできません。